

食料安全保障の確立のため、食料自給率の向上につながる
取り組みの強化を求める意見書

2022年度における日本の食料自給率は、カロリーベース（国民に供給される熱量に対する国内生産の割合）で38%と諸外国の中でも低い水準となっている。

現行の食料・農業・農村基本法（以下、「基本法」という。）では、政府が食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、食料・農業・農村基本計画を（以下、「基本計画」という。）定めることとされ、基本計画には、食料自給率の目標を設定している。

しかし、5次にわたる基本計画の見直しを行い、食料自給率の目標を引き上げるとしてきたが、現時点で各目標は達成されていない状況である。

こうした中、政府は、2024年の通常国会で基本法を見直し、新たな基本法の制定を目指しているが、食料自給率を単なる一指標とし、これまでの位置付けよりも格下げして、食料自給率の向上に対する責任を放棄しようとしている。

気候変動による食料生産量の減少等により、世界的な食料危機が発生し、今後、日本の食料安全保障に影響を与える可能性があるため、国内生産を増大させることが必要である。

よって、国会及び政府においては、食料自給率の向上につながる取り組みを強化するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年（2023年）12月12日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣
（提出者）民主市民連合、日本共産党及び日本維新の会所属議員全員
並びに山口かずさ山口かずさ議員、未来さっぽろ成田祐樹議員
及び市民ネットワーク北海道米倉みな子議員